

令和 3 年 9 月 1 日
(2021 年)

第 1 回吹田市文化振興審議会作業部会案件一覧

1 計画の名称について

第 2 次吹田市文化振興基本計画（事務局案）の変更について

現行条例では、第 7 条で「文化振興基本計画を定めるものとする。」となっていることから、名称について以下を検討する

案① 正式名称はそのままに計画名に呼称をつける

例 「吹田市文化政策基本計画」や国にならい「文化芸術推進基本計画」など

案② 条例を改正する

課題 条例改正を深く議論する時間が足りない

案③ 名称変更は行わない

2 計画の対象範囲、文化政策の主体・役割の定義について

「1 章 計画の概要」に対象範囲や主体等について定義する

資料 2 条例上における市民等の定義について

資料 3 計画における文化の範囲

参考資料 1 東大阪市第 3 次文化政策ビジョン（抜粋）

3 「文化」の定義について

素案の中にある「文化」「文化芸術」の使い分けや、「芸術文化」または「文化・芸術」という表現など、本計画においてはどの表現が最も適切か

4 施策の大綱について（P16～17）

(1) 「I 文化を全ての人に」の「すべて」をひらがなにしてはどうか

平成 22 年 11 月 30 日 内閣訓令第 1 号 「公用文における漢字使用等について」で、「全て」は漢字での表記となっていることから、漢字での表記をしています。

(2) I-2 鑑賞と発表の機会の充実に「創造」を追加してはどうか

(3) II-1の「アーティストや指導者への育ち」について「指導者」を「担い手」にしてはどうか

レsspnpロよりもアートマネージャー・地域コーディネーターの育成が行政の役割のため、「指導者」を「担い手」にしてはどうか。

(4) 大綱IIの説明文について

大綱IIについては継承の項目だが、説明部分には「持続的に発展するまちを目指します。」となっていてそぐわない。また、大綱の説明部分の「活用」し次世代に引き継ぐという部分が、大綱IIIの「いかす」と同じ

(5) 大綱IIIの説明文について

「まちに文化を」の文中にある「文化をいかす」とは何を指しているのか。イベント主義による「にぎわい」や集客といった皮相な文化施策（文化消費）に流されないようにするには、創造と活用とのバランスと有機的連携のデザインが必要

5 その他

(1) 2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括の「今後の課題」について (P11)

①「第3章で詳しく述べるように、気候変動や災害、人口動態、社会包摂・共生社会、文化多様性と表現の自由の保証などへの対応も、今後の課題となります。」を追記。

②市民意識調査から課題を考察し追記（作業中）

(2) 施策I-2 (P19)

「◆現状」に「全ての人々が文化形成の主体となり、芸術表現の当事者となることで、市民社会づくりと社会課題の解決に参画できる文化的民主主義の実現を目指します。」の文言を追記する。